第三区分	連結自己資本規制比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント以上一・五パーセント未満 ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント以上一・一三パーセント未満 ハ　連結総自己資本規制比率　〇パーセント以上二パーセント未満	最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び第四条において同じ。）でなくなるための措置の選択に係る措置を実施することの命令
第四区分	連結自己資本規制比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント未満 ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　〇パーセント未満 ハ　連結総自己資本規制比率　〇パーセント未満	三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置の命令

二　連結資本バッファー比率を指標とする区分

経営の健全性の状況に係る区分	命令の内容
資本バッファー非対象区分　連結資本バッファー比率が最低である場合	
資本バッファー第一区分　連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率未満である場合	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令
資本バッファー第二区分　連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率の二分の一の比率以上最低連結資本バッファー比率未満である場合	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令

資本バッファー第三区分	連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率の四分の一の比率以上最低連結資本バッファー比率の二分の一の比率未満である場合	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令
資本バッファー第四区分	連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率の四分の一の比率未満である場合	社外流出制限計画（社外流出額を零に制限する内容を含む連結資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令

第一条第二項を次のように改める。

2　前項第一号及び第二号に掲げる表中「経営の健全性の状況」とは、法第五十七条の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。

第一条に次の四項を加える。

3　第一項第一号に掲げる表の「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」又は「連結総自己資本規制比率」とは、それぞれ連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率、連結Ｔｉｅｒ１比率又は連結総自己資本規制比率をいう。

4　第一項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファー比率」とは、連結自己資本規制比率告示第二条の二に規定する最低連結資本バッファー比率をいう。

5　第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、最終指定親会社及びその子法人等（当該最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率の算出に当たり当該最終指定親会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率（第三項に規定する連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該最終指定親会社及びその子法人等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一　剰余金の配当

二　自己株式（最終指定親会社及びその子法人等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。）及び取得条項付株式（同条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。）が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（最終指定親会社及びその子法人等が有する自己の新株予約権をいう。）の取得